

【表紙】

| | |
|----------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書の訂正報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の5第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成28年6月16日 |
| 【会社名】 | サイオステクノロジー株式会社 |
| 【英訳名】 | SIOS Technology, Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 喜多 伸夫 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区南麻布二丁目12番3号 サイオスビル |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成28年3月30日に提出いたしました第19期（自平成27年1月1日至平成27年12月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当社代表取締役社長喜多伸夫は、平成27年12月31日現在における当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、平成27年12月31日現在における当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社の連結子会社である株式会社関心空間(旧商号 株式会社SIIIS。以下「SIIIS」といいます。)は、平成23年10月から平成26年3月までの間、一般社団法人新エネルギー導入促進協議会による次世代エネルギー技術実証事業費補助金(以下「本件補助金」といいます。)の対象事業である「電力需要抑制のモデル化と高自給率コミュニティの計画・運用体系化に関する実証事業」(実証地域:長崎県佐世保市。以下「本件事業」といいます。)に、複数の他事業者とともにコンソーシアムを形成し、本件補助金の交付を受ける、補助対象事業者の一社として参加しておりました。なお、本件事業については、その経費の2分の1が本件補助金の交付額とされておりました。

当社が平成28年6月9日に調査報告書を受領した社内調査委員会の調査によりますと、当初からSIIISにおいて本件事業に従事していたSIIISの元代表取締役及び一部の元従業員は、特定の複数の外注先及びその関係事業者と通じ、外注先に対する外注費・設備購入代金等をあらかじめ過大に計上した上で外注先に支払い、その一部を、別途業務委託費等の名目で、外注先から直接又は関係事業者を介してSIIISに還流させる手口及び SIIISにおける社内人件費を過大報告する手口により、本件補助金の算定の基礎となる事業費や人件費を過大に報告して本件補助金を請求し、もって本件補助金を不正かつ過大に取得しておりました。

これらに伴い当社は、影響のある過年度の決算を訂正するとともに、平成24年12月期から平成27年12月期の有価証券報告書並びに平成25年12月期第2四半期から平成27年12月期第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出することといたしました。

本件は、SIIISへの出資時の検討不足、SIIISの社内体制の不備、当社のSIIISに対する管理体制の機能不全等によるものと認識しております。

以上のことから、当社は、結果として内部統制が有効に機能していなかったと判断し、全社的な内部統制の一部に開示すべき重要な不備があるものと認識しております。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、社内調査委員会の報告及び提言を踏まえ、以下のような観点で再発防止策を検討することとし、具体的な再発防止策を講じてまいります。

1. 企業買収等の際の深度ある調査の実施
2. 当社およびグループ会社の管理体制の強化(体制・規程の整備を含む)
3. 当社およびグループ会社におけるコンプライアンス意識の徹底